

別紙

登記嘱託書

登記の目的 収用裁決手続開始  
 原因 昭和 年 月 日裁決手続開始  
 権利者 住所  
 氏名  
 義務者 別紙のとおり。  
 添付書類 裁決手続開始決定書  
 昭和 年 月 日

収用委員会  
 会長  
 法務局御中



課税価格 金 円  
 登録免許税 金 円  
 不動産の表示 別紙のとおり。

(別紙)

	不動産の表示				義務者		権利の表示		権利 格の 価 値
	所在	番地	地目	地積	住所	氏名	受付年 月日受 付番号	種類	

備考

- 一 登記嘱託者は、裁決手続開始決定ことに作成すること。登記義務者を同じくする数個の不動産に関する権利について登記を嘱託する場合でも、裁決手続開始の決定が異なるときは、同じ登記嘱託書によって登記を嘱託しないものとする。
- 二 使用の裁決手続開始の登記を嘱託する場合は、登記の目的の項中「収用」とあるのは「使用」とすること。
- 三 権利者の項には、起業者が国(国の機関としての地方公共団体の長を含む。)である場合は当該事業を所管する省庁の名称を、地方公共団体である場合は当該公共団体の名称を、法人である場合は当該法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 四 権利の表示には、所有権以外の権利については、その登記の申請書の受付年月日及び受付番号(登記簿に記載されているもの。)を記載すること。

五 課税価格の項には、登記を嘱託する各権利の価格の合計額（合計額に十円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額）を記載すること。

国、地方公共団体その他の登録免許税が免除されている者が起業者である場合は、課税価格の項は記載しないこと。

六 登録免許税の項には、課税価格の項に記載した金額に一、〇〇〇分の四を乗じて得た額（一、〇〇〇分の四を乗じて得た額に一〇〇円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額）を記載すること。国、地方公共団体その他の登録免許税が免除されている者が起業者である場合は、金額に替えて非課税の根拠規定である「登録免許税法第四条第一項」と記載すること。

七 建物又は建物に関する所有権以外の権利について登記を嘱託する場合の別紙の不動産の表示は、地目及び地積に替えて不動産登記法第三六条第三項又は第四項に掲げる事項を記載すること。

八 別紙の権利の価格の欄には、登記を嘱託する各権利の価格を記載すること。各権利の価格を計算にあたっては、登録免許税法第一〇条、第一一条及び別表第一第一号(五)の規定を参照し、金額に一、〇〇〇円未満の端数が生じても国税通則法第九〇条第一項の規定による端数処理を行わず、一円未満の端数のみを切り捨てた金額を記載すること。国、地方公共団体その他の登録免許税が免除されている者が起業者である場合は、記載を要しない。

各権利の価格は、次のとおりとされているので注意された

- ① 土地、建物の所有権……固定資産課税台帳に登録されている当該不動産の価額（登録免許税法施行令附則第三項及び第四項参照のこと。）
- ② 賃借権、地上権、永小作権……所有権価格の二分の一
- ③ 抵当権（根抵当権を含む）……登記簿に記載されている価額又は極度額
- ④ 仮登記された①から③までに掲げる各権利、買戻しの特約の登記がされた権利……①から③までに掲げる各権利の価格

九 別紙の記載例を参考のため掲げると次のとおりである。

別紙

甲町字乙	甲町字乙	甲町字乙	甲町字乙	所在	不動産の表示
〃	〃	〃	〃	地番	
〃	〃	〃	〃	地目	
〃	〃	〃	〃	地積 (m <sup>2</sup> )	
甲町字乙番地何某	甲町字乙番地何某	甲町字乙番地何某	甲町字乙番地甲野太郎	住所氏名	義務者
				受付年月日	権利の表示
				受付番号	
抵当権	抵当権	地上権	所有権	種類	権利の価格
三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇		